

伊勢市指定給水装置工事事業者 変更等の届出について

現在、指定を受けている事業者の名称、所在地、代表者及び役員等に変更があったとき、給水装置主任技術者を選任または解任したとき、事業を廃止、休止、再開したときは、届出が必要となりますので、それぞれの提出期限内に届出をしてください。

◆ 指定事項の変更

「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」を変更のあった日から**30日**以内に提出してください。

【個人事業者】の場合の添付種類

変更内容	住民票	備考
氏名	○	
事業所の名称		指定事業者証を返納してください。
住所	○	
事業所の所在地		住所と異なる場合は、土地の登記事項証明書等
代表者の変更	変更はできません。 いったん廃止したうえで、新規指定申請が必要です。	
個人を法人化		
相続による承継		

【法人事業者】の場合の添付種類

変更内容	定款	登記事項証明書	誓約書	備考
名称	○	○		指定事業者証を返納してください。
事業所の所在地	○	○		
代表者		○	○	
役員		○	○	役員が退任の場合は誓約書不要
合同・合名・合資会社間の組織変更	○	○		
合同・合名・合資会社→株式会社	変更はできません。 いったん廃止したうえで、新規指定申請が必要です。			
吸収合併	○	○		吸収される会社が指定事業者の場合は廃止届が必要
新設合併	変更はできません。 いったん廃止したうえで、新規指定申請が必要です。			
指定事業者ではない会社と指定事業者の合併	合併の形態により、新規指定、廃止届が必要となります。 詳細は、給排水サービス課給水係(0596-65-5263)へお問合せください。			

◆ 主任技術者の選任・解任

「給水装置工事主任技術者の選任・解任届出書」を選任または解任の日から**2週間**以内に提出してください。

選任の場合は、「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付してください。

◆ 事業の廃止、休止、再開

「指定給水装置工事事業者廃止、休止、再開届出書」を提出してください。

廃止または休止の場合、廃止または休止の日から**30日**以内に、再開の場合は、再開の日から**10日**以内に提出してください。

【廃止または休止】の場合は指定事業者証を返納してください。

【再開】の場合の添付書類

個人・法人の別	住民票	登記事項証明書	給水装置工事主任 技術者証の写し	備考
個人	○		○	
法人		○	○	

届出を怠ると処分の対象となる場合があります。

提出期限が過ぎた場合でも、必ず提出してください。

また、給水装置工事主任技術者が不在となった場合は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。

事務担当 給排水サービス課給水係
電話 0596-65-5263